

## 建築形態制限指定の概要

(∠ : 斜線勾配)

市町名	設定区域	容積率 (%)	建蔽率 (%)	道路斜線	隣地斜線
<b>横須賀土木事務所管内</b>					
逗子市	小坪・新宿地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
三浦市	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
葉山町	三ヶ岡山・長柄・長柄上山・下山口・海岸地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	上山木古庭・堀内・三ヶ岡山地区	100	40		
	上記を除く区域	100	50		
<b>平塚土木事務所管内</b>					
伊勢原市	大山地区（都市計画法第34条第2号適用地区）	200	60	∠1.5	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	
寒川町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
大磯町	高麗山周辺・鷹取山・河川・海岸地区	80	40	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
二宮町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
<b>厚木土木事務所管内</b>					
愛川町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
<b>厚木土木事務所東部センター管内</b>					
海老名市	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
綾瀬市	吉岡西部地区地区計画区域	200	60	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
座間市	キャンプ座間戻還跡地地或地区地区計画区域	200	60	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
<b>県西土木事務所管内</b>					
南足柄市	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
中井町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
大井町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
松田町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
山北町	安洞・滝入・丸砂尾先・日向高瀬・平山-原・平山-向山地区	200	60	∠1.25	20m+∠1.25
	上記を除く区域	100	50		
開成町	対象区域全域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
箱根町	自然公園特別地域（湖尻地区を除く）	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	湖尻地区	100	50		
真鶴町	自然公園特別地域	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	長坂住宅周辺・ひなづる幼稚園周辺地区	200	60		
	亀ヶ崎地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25
湯河原町	自然公園特別地区	50	30	∠1.25	20m+∠1.25
	鍛冶屋・吉浜・川堀・福浦・宮下・宮上1、2・奥湯河原地区	200	60		
	宮上3地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠1.25	20m+∠1.25

令和7年11月11日現在